

## 議案第 4 1 号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項中「第 2 章」の次に「（第 8 条を除く。）」を、「第 3 章」の次に「（第 1 4 条を除く。）」を加える。

附則第 1 6 項中「附則第 4 4 条の 2 第 3 項」を「附則第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 3 6 条」を「第 3 5 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北本市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第 2 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の北本市国民健康保険税条例第 2 6 条第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 1 6 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の国民健

康保険税について適用する。

議案第41号参考資料

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(北本市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第26条 北本市行政手続条例(平成10年条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>」</p>	<p>(北本市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第26条 北本市行政手続条例(平成10年条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章(<u>第8条を除く。)</u>及び第3章(<u>第14条を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第35条第1項</u>」と</p>

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

あるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。